

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の概要

一 改正の概要**第一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第40号。以下「改正法」という。）関連の改正****廃棄物が地下にある土地の形質の変更に係る改正（第12条の31～第12条の40関係）**

改正法により、廃棄物が地下にある土地で政令で定めるものについて都道府県知事又は保健所設置市の市長（以下「都道府県知事等」という。）が区域を指定し、当該指定区域における土地の形質変更に係る届出等の義務を課す仕組みが創設された。また、これを受け、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第5号）により、指定区域として都道府県知事等が指定する廃棄物が地下にある土地（指定区域の範囲）を定めたところ。

本改正は、これらの法令を施行するため、これらの法令により環境省令で定めることとしている指定区域の範囲の詳細、指定の方法、施行方法に関する基準等を定めたものである。

（1）指定区域の範囲のうち「環境省令で定める埋立地」（第12条の31関係）

次の埋立地を「環境省令で定める埋立地」として規定。

- ・施設設置の届出がなされた最終処分場であって廃止されたもの
- ・ミニ処分場及び旧処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の施行前に埋立処分が開始されたものは、法の施行時において埋立処分の用に供されていたものに限る。）であって廃止されたもの（自社処分場を除き、市町村又は最終処分業者により設置されたものに限る。）

（2）土地の形質の変更の施行方法に関する基準（第12条の40関係）

土地の形質の変更に当たって遵守しなければならない施行方法に関する基準は、生活環境の保全上の支障が生じないように次の要件を満たすものであることとする。

- ・廃棄物を飛散、又は流出させないものであること。
- ・埋立地から可燃性ガス又は悪臭ガスが発生する場合には、換気又は脱臭その他必要な措置を講ずるものであること。
- ・土地の形質の変更により埋立地の内部に汚水が発生し、流出するおそれがある場合には、水処理の実施その他必要な措置を講ずるものであること

等

（3）その他指定の方法及び指定区域台帳・土地の形質の変更届出等の様式を定める等の所要の改正

第二 改正法に関連しない改正

1. 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度の創設に係る改正（第9条の2第3項・第10条の4第3項等関係）

中央環境審議会による平成16年1月28日付け意見具申「廃棄物・リサイクル対策に係る課題への対応について」中5.(2)においては、排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選択することができるよう、国において産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価基準（以下「評価基準」という。）を設定し、この評価基準に適合する処理業者に対しては、優遇措置を講ずることが提言されたところ。

この提言を受け、遵法性・情報公開・環境保全の取組みの観点から設定した評価基準に適合する産業廃棄物処理業者に対しては、都道府県知事等の判断により産業廃棄物処理業の許可の更新・変更の際に提出する申請書類の一部を省略させることができる仕組みを創設したものである。

(1) 評価基準の内容（第9条の2第3項各号・第10条の4第3項各号等関係）

都道府県知事等は、申請者が次の～に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、申請書類の一部を省略させることができる。

法、浄化槽法等に基づく不利益処分を受け、その不利益処分のあった日から5年を経過しない者に該当せず、申請の際直前の5年以上にわたり当該許可申請の区分と同じ区分の許可を受けて産業廃棄物処理業を的確に行っていること。

申請の際直前5年以上にわたり、次に掲げるすべての項目をインターネット上で公開し、それぞれの項目ごとに定められた頻度で更新していること。

- ・ 会社情報・許可の内容・施設及び処理の状況・財務諸表・料金の提示方法・組織体制・地域融和

事業活動に係る環境配慮の取組みが、その体制及び手続に係る標準的な規格等に適合していることについて、環境大臣が定める認証制度により認められていること。

(2) 省略することができる申請書類（第9条の2第3項本文・第10条の4第3項本文関係）

産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物収集運搬業者

- ・ 事業計画の概要を記載した書類
- ・ 当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類
- ・ (申請者が法人である場合は) 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- ・ (申請者が法人である場合は) 定款又は寄付行為及び登記事項証明書

産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者

- ・ 事業計画の概要を記載した書類
- ・ 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類
- ・ 当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類

- ・(申請者が法人である場合は)直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- ・(申請者が法人である場合は)定款又は寄付行為及び登記事項証明書

2. 産業廃棄物RPF施設(破碎した廃プラスチック類の圧縮固化を行う破碎施設)の構造・維持管理基準の見直しに係る改正(第12条の2第9項及び第12条の7第9項等関係)

産業廃棄物たる廃プラスチック類の破碎施設であって、破碎した廃プラスチック類を圧縮、押出しにより成形し、密度を高めて固形化する場合(いわゆるRPFを製造・保管する場合)において、摩擦熱や蓄熱に起因する発火等による生活環境保全上の支障の発生を防止するため、当該施設に係る構造・維持管理基準を、一般廃棄物固形燃料化施設(RDF施設)に係る基準を参考として定めたものである。

3. 最終処分場に係る維持管理積立金の安定型産業廃棄物最終処分場への適用拡大(第12条の7の4関係)

平成9年廃棄物処理法改正により設けられた維持管理積立金制度の対象となる最終処分場の種類は、一般廃棄物最終処分場及び管理型産業廃棄物最終処分場とされているところ、対象となる最終処分場の種類に安定型産業廃棄物最終処分場も追加したものである。

4. 一般廃棄物処理施設の設置許可に係る申請書類の簡素化に係る改正(第3条第6項及び第7項等関係)

産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理施設の設置許可に係る申請書類の簡素化(先行許可証制度・有価証券報告書の活用)にならい、一般廃棄物処理施設の設置許可に係る申請においても申請書類の簡素化を認めることとしたものである。

二 施行期日等

第一 施行期日

平成17年4月1日

第二 経過措置

1. 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度の創設に係る改正に関する経過措置

(1)「環境保全の取組み」(第9条の2第3項第3号及び第10条の4第3項第3号等関係)要件の適用猶予

本要件については、現在のところ、中小・零細企業が過重な負担なく取得できる環境マネジメントシステムの認証制度が十分普及しているとはいえない状態にあることから、その適用は、平成18年10月1日からとした。

(2)必要な情報公開の期間(第9条の2第3項第2号及び第10条の4第3項第2号等関係)の短縮措置

基準適合に必要な情報公開の期間は「5年間」とされているところ、できるだけ早期の情報公開を促進するため、施行1年後までに情報公開を始めた者については、下表のとおり当該期間を短縮する経過措置を設けた。

許可の申請がされた日	基準適合に要する情報公開の期間
平成17年4月1日～平成18年9月30日の間	6ヶ月
平成18年10月1日～平成23年3月31日の間	平成18年4月1日から 許可の申請がされた日までの間
平成23年4月1日以降	5年

2. 維持管理積立金制度の安定型産業廃棄物最終処分場の適用拡大に係る経過措置

今回新たに維持管理積立金制度の対象となる安定型産業廃棄物最終処分場については、施行日以後埋立処分を開始したものを対象とした。

3. 産業廃棄物 R P F 施設の構造・維持管理基準の見直しに係る改正に関する経過措置

既存施設について、施設の改良工事を要する改正部分については、平成 18 年 10 月 31 日までの間経過措置を設けた。